

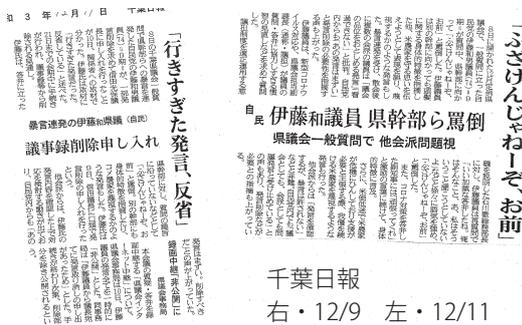
「ふざけんじゃねえぞ、お前」…

自民党県議が次つぎ暴言

12月8日の定例千葉県議会において、自民党伊藤和男県議は一般質問の中で県幹部に対して「頭禿げてるばかりでねえから」と容姿を揶揄するような発言をしました。別の幹部職員には「いい加減な答弁したね。(中略)ふざけんじゃねえぞお前」と、罵声をあびせました。また、農民に対しても「脳が狂っちゃてる」などと侮蔑しました。

●呆れ果てた、との声

同議員は、議長に議事録からの削除を申し出たとのことですが、これは当然です。しかし、県議会に対する県民からの信頼を損ないかねない暴言を容認することはできません。県民からも「呆れ果てた」などの厳しい批判が寄せられています。



●会議規則や地方自治法にも背く

千葉県議会会議規則第113条は「議員は議会の品位を重んじなければならない」とし、地方自治法第132条では「無礼の言葉」の使用を禁じています。県民から負託された議員は、たとえ執行部側の答弁内容が自身の意に沿わないとしても、議会における自らの発言は、おのずと節度と良識を持つものでなければなりません。

●議長…「重く受け止めます」

日本共産党は12月14日、信田光保議長に対して以下を申し入れました。議長は「議会の品位にかかわることなので申し入れは重く受け止める。本人から反省と議事録削除の申し出があり、必要な処理を進める」と述べました。



議長(右)に申し入れる
加藤英雄県議(中央)、みわ由美県議(左)

- ◆貴職の責任において、伊藤和男県議の暴言について適切な処置を講じる。
- ◆議長として議会の品位と良識の向上に尽力する。

品位と良識
議長に、適切な措置を申し入れ

日本共産党 Japanese Communist Party